

議事日程（開会日・午後） 令和8年6月3日 午後1時開会

- 日程第 1 行政報告について
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 3 議案第 21号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第 22号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第 23号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第 24号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第 25号 木曾岬町の私債権等の管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 26号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 27号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 10 報告第 28号 財産の取得について
- 日程第 11 報告第 1号 令和8年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和7年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について
- 日程第 12 報告第 2号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 13 報告第 3号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 14 報告第 4号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告について
- 日程第 15 同意第 3号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 16 同意第 4号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17 同意第 5号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18 同意第 6号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに

ついて

日程第19 同意第7号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第20 同意第8号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第21 同意第9号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第22 同意第10号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第23 同意第11号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第24 同意第12号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

#### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

#### 出席議員（8名）

1番	黒宮武史	2番	波多野光雄
3番	後藤紀子	5番	古村護
6番	鎌田鷹介	7番	加藤真人
8番	服部英二夫	9番	伊藤好博

#### 欠席議員（0名）

#### 議場出席説明者

町長	三輪一雅	副町長	森清秀
教育長	伊藤芳彦	総務政策課長	小島裕紹
危機管理課長	真田幸浩	会計管理者	神野美紀恵
産業課長	中山重徳	建設課長	中里満博
住民課長	伊藤正典	税務課長	服部直子
教育課長	村上強	福祉課長	黒田和弘
子ども・健康課長	佐藤信恵	ふれあいの里所長	松本大

#### 事務局出席職員

事務局長 伊藤雅人 議会事務局 龍本佳奈

=====

午後 1時 0分開会

○議長（服部英二夫議員） それでは、ただ今より再開いたします。

ただいまの出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、延会に引き続き、直ちに会議を開きます。

台風6号の接近に伴う災害対応のため、急遽延会とする措置をとらせていただきました。

議員並びに執行部の皆様におかれましては、迅速なご対応をいただき大変ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元の資料のとおりです。

## 日程第1 行政報告について

○議長（服部英二夫議員） 日程第1、行政報告についてを議題といたします。

三輪町長より、行政報告をお願いいたします。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） 皆様、こんにちは。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和8年第2回木曾岬町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

アメリカがはじめたイランとの戦争。当初、4週間から6週間で終わると話したトランプ大統領。現実には3カ月以上経過しても終わりは見えておらず、ホルムズ海峡の封鎖から原油やナフサの輸入が事実上の停止となり、世界の経済が大混乱に陥っています。

そのことから様々な資材や物資の供給が停止し、価格の高騰にも繋がっています。ポテトチップスの包装印刷をモノクロへ変更したというニュースも話題となりました。

そういった中、全国でゴミ袋が不足する自治体がでてきたという報道もありました。木曾岬町でも5月に入り、ゴミ袋の買い占めと見られる動きがありました。しかしながら、数量の確保はできており、袋代の値上げの予定もありませんので、通常に使っていただく分には問題がなく、買い占めをなさらぬよう働きかけをしております。議員の皆様方に置かれましても、町民の皆様へその旨の周知をお願いいたしたく存じます。

また、今朝方ですが、台風6号の接近によって、開会直後に延会の判断をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。すでに警報は解除されておりまして、町内におきましては、大きな被害報告は受けていないところでございます。

それでは3月に開かれました、第1回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

3月15日には「伸びゆく木曾岬町のふれあい広場2026」が開催され、多くの方でにぎわいました。木曾川の源流にあたる木祖村さんとは、最河口にあたる木曾岬町との交流が定期的に行われており、今年も奥原村長さんに来場いただいたところでございます。

17日には桑名地区交通安全協会様よりランドセルカバーとワークブックの贈呈式が行なわれました。これは小学新一年生の交通安全に寄与されるもので、毎年行っていただいております。

25日には、タイムライン防災・全国ネットワーク国民会議総会が東京で開催され、出席いたしました。

28日には「木曾岬町さくらまつり」が開催され、天気も快晴で桜も満開に近く、多くの方に来場をいただきました。

31日には、UUUM株式会社様と連携協定式を行いました。UUUM株式会社は主にインフルエンサーのマネジメントなどを行っている会社でございますが、この度の協定は「地域のにぎわいづくり、情報発信力の強化、観光振興、子ども・子育て支援、その他地域活性化に関して連携」を行うものです。そういった観点の中で、中学生の情報リテラシー研修なども行っていただくことになっております。

4月に入り、3日には「道の駅ふれあいの里HASUパーク」のグランドオープン記念式典が愛西市であり出席、5日には木曾岬町消防団の辞令交付式を行いました。

5月に入り、5日には三重県誕生150周年記念式典が三重県総合文化センターで開催され、出席いたしました。

8日には三重県町村会理事会が開催され出席、同日に県の施策説明会と市町意見交換会もあり出席しました。私からは、急速に増える外国人問題について、予算や施策はもとより人的な支援も欲しいとの意見を述べさせて頂いたところでございます。

13日には、道路整備促進期成同盟会全国協議会第47回通常総会と併せて、命と暮らしを守る道づくり全国大会が東京で行われ出席、その後には地元選出国會議員への道路整備に関する要望活動も行ってまいりました。

14日には、桑名防災協会定期総会にクワナビスタで開催され出席、18日は第32回生命の駅伝の募金贈呈式が木曾岬町役場で執り行われました。この取り組みは三重県内で行われている、がん研究とがん検診の啓発活動を目的とされているもので、ランナーが県内各地を走り、募金を呼び掛けるとともに、その募金を三重大学医学部附属病院などにおけるがん研究を支援されるものとなっております。

22日には、桑名保護司会の総会が行われ出席しました。保護司会では木曾岬町の丹村巧さんが会長を、そして黒宮洋子さんが副会長を担われており、多くの会員の中から木曾岬町のお二人がその要職を担われていることに敬意と感謝、そして木曾岬町民として大変誇らしい気持ちになりました。

25日には、全国防災協会令和8年度定時総会が東京であり出席、29日には桑名広域清掃事業組合第2回臨時議会が行われ出席してまいりました。

主な行政報告としましては以上となりますが、この度の定例会では執行部案として、補正予算を含んだ議案9件、報告4件、同意10件の併せて23件のご協議を行って頂くこととなっております。いずれも重要な案件でございます。慎重なご審議のうえ、お認めいただきますようお願いを申し上げます、私の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の行政報告が終わりました。

日程第 2 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第2、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を上程し、これを議題とします。

ここで、三輪町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただ今、上程を賜りました、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」提案理由を申し上げます。

令和8年度の税制改正に伴う地方税法等の一部改正が、令和8年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されました。これに伴い、木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分により所要の改正を行いましたので、その承認を求めるものであります。

主な改正内容は、税条例については個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長、固定資産税では免税点の引き上げ、軽自動車税においては環境性能割の廃止に伴う規定の改正であります。また、新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例については、減免規定の適用延長の改正になります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○税務課長（服部直子課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 服部税務課長。

○税務課長（服部直子課長） それでは、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、早急に木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する必要が生じ、令和8年3月31日に専決処分により

所要の改正を行ったものでございます。

改正の概要については、補足資料「木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部改正について」でご説明いたします。

改正要旨でございます。

地方税法等の一部改正に伴い、個人町民税では住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長、固定資産税では、免税点の引き上げ、軽自動車税では、環境性能割の廃止に伴う規定の改正を行うものです。

令和7年12月26日に「令和8年度税制改正の大綱」が閣議決定され、このうち地方税に関する部分について、令和8年2月20日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されましたが、同法改正法の公布は令和8年3月31日であったことから、令和8年4月1日施行の改正部分については、時間的余裕がないため、地方自治法第179条の専決処分により条例の改正を行っています。

概要になります。

主な改正内容として、個人町民税においては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長に伴う規定の改正になります。

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することとするものです。

施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、固定資産税における1点目として固定資産税の免税点の改正になります。免税点について、家屋にあっては20万円から30万円へ、償却資産にあっては150万円から180万円に引き上げることとするものです。施行日は令和9年4月1日でございます。

2点目は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置に割合を定める規定の改正になります。再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税に関し、条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする特例措置に期限が3年間延長されることに伴い、当該割合を改正することとするものでございます。施行日は令和8年4月1日でございます。

また、新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例については、減免適用期間を地方税法の改正に併せ適用期間延長の改正をするものです。

次に、軽自動車税においては、環境性能割の廃止に伴う規定の改正になります。関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割が廃止となり、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税となることに伴い、条例の規定の整備を行うものです。

なお、廃止に伴う税収の減額については、地方特例交付金により補填される見込みでございます。

以上で、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定

について)」の説明を終わります。

○議長（服部英二夫議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑がある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） 討論者なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

日程第2、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 3 議案第 2 1 号 令和 8 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 1 号）  
について

日程第 4 議案第 2 2 号 令和 8 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算  
（第 1 号）について

日程第 5 議案第 2 3 号 令和 8 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第  
1 号）について

日程第 6 議案第 2 4 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の  
増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する  
協議について

日程第 7 議案第 2 5 号 木曾岬町の私債権等の管理に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 2 6 号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
の制定について

日程第 9 議案第 2 7 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 10 議案第 2 8 号 財産の取得について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第3、議案第21号「令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について」から、日程第10、議案第28号「財産の取得について」の8議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議、議件名を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤議会事務局長。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫議員） 会議、議件名の朗読が終わりました。

ここで、三輪町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただ今、上程を賜りました、議案第21号から議案第28号までの8議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議案第21号「令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について」でございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ、4,500万円を追加し、予算の総額を39億2,000万円とするものであります。

補正の主な内容は、次のとおりでございます。

総務費では、本年度から新たに実施することとなった日本語教室に要する経費および、LINE拡張ツールの導入・運用に要する経費を計上し、民生費では、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に要する経費を計上するものであります。

次に、衛生費では、資源ごみ回収委託業務および町立火葬場火葬業務委託の契約額確定に伴う精査を行い、農林水産業費では、地域農業構造転換支援事業が採択されたことに伴う経費および中央監視装置メール通知システムの改修経費を計上するものであります。

次に、土木費では、特定空家等が解消されたことに伴う関係経費を減額する一方で、公共下水道事業に係る下水道事業会計への繰出金の追加計上を行い、教育費では、小・中学校の空調設備の更新に伴う使用料を計上すると共に、小学校の職員用トイレの修繕経費および中学校の消防用設備修繕経費をそれぞれ計上するものであります。

以上が、歳出予算の主な内容であります。

なお、歳入につきましては、該当事業に対する国庫補助金、県支出金および基金繰入金等を計上するものであります。

次に、議案第22号「令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、収益的収入及び支出において、歳入歳出それぞれ700万円を増額し、予算の総額を4億8,949万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入では一般会計からの繰入金の増額を行い、歳出では県道バイパス事業の延伸に伴う下水道管布設替え資材費と東部地区クリーンセンター維持管理業務に係る人件費高騰分を増額するものであります。

次に、議案第23号「令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、収益的収入及び支出では、県道バイパス事業の延伸に伴う水道

管布設替え資材費など、130万4,000円を増額し、資本的収入及び支出では弘法池受水場の耐震化事業におけるアスベストの撤去費用1,239万円の増額を行うものであります。

次に、議案第24号「三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」でございますが、令和8年9月1日から、いなべ市菰野町清掃事務組合が三重県公平委員会へ加入することに伴い、地方自治法の規定により協議するものであります。

次に、議案第25号「木曾岬町の私債権等の管理に関する条例の制定について」でございますが、上下水道料金等の町が取り扱う私債権等の管理に関する事務の処理について、税や国保料などの公債権と同様に詳細を明確に定義し、これまで以上に透明性のある事務処理を推進することを目的として制定するものであります。

次に、議案第26号「木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号「損害賠償の額を定めることについて」でございますが、令和7年11月に富田子地内の町道鍋田川線において発生した、道路上の落下物、これは桜の枝でございますが、この車両接触事故に関し、その損害賠償額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号「財産の取得について」でございますが、去る5月15日に随意契約いたしました小中学校における学習用端末等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、上程を賜りました8議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたさせますので、十分にご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第21号「令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

令和8年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加いたしまして予算の総額を、39億2,000万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金

額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

なお、繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費補正で1つの事業について金額をお示し、債務負担行為につきましては、第3表、債務負担行為補正で3つの事項について、期間および限度額をお示ししております。

また、地方債につきましては、第4表、地方債補正で1つの起債の目的につきまして、それぞれの補正後の限度額をお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは次に、令和8年度6月補正予算・予算事業概要書にて説明させていただきます。

今回、補正をお願いしようとする会計は、一般会計と下水道事業会計、水道事業会計の3会計であり、一般会計では、4,500万円を追加して補正後の額を39億2,000万円に、また、下水道事業会計では700万円を追加いたしまして、6億5,218万円に、水道事業会計では1,369万4,000円を追加して、3億38万7,000円にするものでございます。

なお、これらの補正により、全7会計での補正後の予算額は、65億1,396万7,000円とするものでございます。

本資料には、それぞれの会計の補正予算の内容について、その要点を記載させていただいております。

はじめに、一般会計の「歳入の要点について」でございますが、この度の補正では、5つの款においてそれぞれ所要の補正を行っており、国庫支出金では、障害者自立支援給付費等国庫補助金として86万8,000円、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金として185万8,000円を増額する一方で、空き家対策総合支援事業補助金として1,050万円を減額するなど、全体で631万1,000円を減額するものでございます。

続く、県支出金では、農業振興費補助金として1,941万9,000円、木造空き家住宅除却事業費補助金として34万8,000円を増額し、全体で1,976万7,000円を増額するものでございます。

続く、繰入金では、財源調整として財政調整基金繰入金を2,900万円増額するものでございます。

続く、諸収入では、農業者年金受託収入や、木曾岬干拓排水機等運転管理業務受託事業収入など、全体で204万4,000円を増額し、最後、町債では、一般単独事業債として50万円を増額するものでございます。

以上が、歳入の主な内容となります。

次に、「歳出の要点について」でございますが、歳出では、7つの款において、それぞれ所要の補正を行っており、本資料では、それらの概要につきまして記載させていただ

ておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、下水道事業会計では、700万円の増額。水道事業会計では、1,369万4,000円の増額となっており、その補正の内容は、記載のとおりでございます。

なお、これら歳出の詳細につきましては、この後、担当課長よりそれぞれ説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、一般会計の補正予算につきまして、歳出予算書（事業説明）を用いまして、総務政策課より説明をさせていただきます。

事業名、まち・ひと・しごと創生事業費、補正予算額は、340万9,000円でございます。本年度から新たに実施することとなった日本語教室の開設に伴いまして、日本語教室の講師をお願いする会計年度任用職員1名分の人件費および消耗品やコピー使用料などの経費を計上するものでございます。

本年度より開設する日本語教室は、主に3つの内容で行う予定としております。

1つ目は、日本語の習得が必要な小・中学校の保護者の方を対象とした教室で、毎週水曜日の午前と午後に開催。これを年間40回開催いたします。

2つ目は、日本語能力試験のレベルアップを目指す方に向けた教室で、毎週土曜日の午前に開催。これを年間22回開催いたします。

3つ目は、週1回程度こども園を訪問し、子どもたちへの日本語指導・支援活動を行ってまいります。

なお、本事業の財源につきましては、国の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金」を活用し、事業費の約2分の1にあたる220万円の交付を見込んでいるものでございます。

次に、事業名「木曾岬干拓事業推進費」補正予算額は70万2,000円でございます。三重県より干拓地内の除草面積を拡大することの方針が示されたことから、増額を行うものでございます。なお、拡大する除草の面積は、肩掛け式の機械除草を行う箇所、昨年度と比較いたしまして、730㎡程度拡大となっているものでございます。

次に、事業名「予備費」補正予算額は4万7,000円の減額でございます。地方自治法に定める予備費で、これにより、本補正予算の歳入歳出の均衡をはかるものでございます。

総政策課所管部分は、以上でございます。

**○住民課（伊藤正典課長）** 続きまして、住民課所管部分でございます。

事業名「火葬場運営事業」補正予算額190万円の減額でございます。町立火葬場火葬業務について、令和8年度を初年度とする3か年の契約締結により、既決予算との差額を減額するものでございます。

続きまして、事業名「資源ごみ収集処理事業」補正予算額26万4,000円の減額でございます。各地区で実施される資源ごみ回収事業のコンテナ等の回収業務について、令和

8年度を初年度とする3か年の契約締結により、既決予算との差額を減額するものでございます。

住民課所管部分の説明は、以上でございます。

**○福祉課長（黒田和弘課長）** 続きまして、福祉課所管分でございます。

事業名「障がい者福祉費」では補正予算額173万7,000円でございます。障害福祉サービス等の報酬改定に伴い、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に必要な電算委託料を追加するもので、費用の2分の1につきましては、「障害者自立支援給付審査支払等システム事業国庫補助金」を財源としております。

福祉課所管部分のご説明は、以上でございます。

**○子ども・健康課長（佐藤信恵課長）** 続きまして、子ども・健康課所管部分についてご説明させていただきます。

事業名「福祉医療事業」では、補正予算額55万円でございます。子ども医療費にかかる県補助対象年齢が15歳年度末に拡充されたことに伴うシステム改修にかかる費用を追加させていただくものでございます。

事業名「子育て支援事業」では補正予算額14万1,000円でございます。前年度の実績報告に伴う医療的ケア児保育支援事業費補助金の精算により生じた返還金を追加補正させていただくものでございます。

子ども・健康課所管部分についての説明は、以上でございます。

**○産業課長（中山重徳課長）** 続きまして、産業課所管部分について説明させていただきます。

事業名「農業振興費」補正予算額は、1,941万9,000円の増額でございます。本事業は、農林水産省の「地域農業構造転換支援事業」を活用し、町内の農業法人である、有限会社、木曾岬農業センターが導入する農業機械の購入費用を助成するものです。

この度、当該事業計画が採択されたことから、所要の予算を計上するものです。

なお、本事業は、国から交付される補助金を全額、当該事業者へ交付するものであり、町の一般財源の負担はございません。

次に、事業名「湛水防除費」補正予算額は、526万9,000円の増額でございます。排水機場の中央監視システムにおいて、現在利用しているメール配信サービスが令和8年8月をもって終了することとなりました。システムによる異常時の通報が途絶えないよう、新たな通信手段を確保するための改修を行うため、必要な経費を計上するものです。

産業課所管部分は、以上でございます。

**○建設課（中里満博課長）** 続いて、建設課所管部分でございます。

事業名「公共下水道費」補正予算額700万円でございます。繰出金において、一般会計から下水道事業会計への補填財源として、繰出金を増額するものでございます。

なお、本繰出金を増額する必要が生じた内容につきましてはまた下水道事業会計でご説

明させていただきます。

続きまして、事業名「住宅管理費」補正予算額1,953万8,000円の減額でございます。源緑輪中地内における特定空き家1件について、本年度、財産管理制度を活用して除却を進める予定としておりましたが、相続人の関係人により自主的に建物等の解体を進めていただくことができましたので、当初予算にて計上しておりました関係予算2,093万9,000円が不要となったため、減額させていただくものでございます。

また、木造空き家住宅除却事業において、古い空き家住宅の除却を推進することを目的として、三重県と同様に補助額等を定める要綱を改正したこと、及び、除却申請件数の増加が見込まれますことから、これに伴う増額分を計上するものでございます。

建設課所管分は、以上でございます。

**○危機管理課長（真田幸浩課長）** 続いて、危機管理課所管分についてご説明させていただきます。

事業名「町勢要覧策定事業」補正予算額208万6,000円の増額でございます。平成30年以来8年ぶりに町勢要覧を作成することに伴い、委託費の増額を行うものでございます。

続きまして、事業名「高度情報処理対策費」補正予算額153万5,000円の増額でございます。従来、来庁して紙で受付している申請、手続きなどを、LINEやWEB上で受付できるオンライン申請システムを導入するため、役務費と使用料及び賃借料の増額を行うものでございます。

また、歳入の国庫支出金の地域未来交付金について、交付決定額に基づき、76万7,000円を計上増額するものでございます。

危機管理課所管分の説明につきましては、以上でございます。

**○教育課長（村上強課長）** 続きまして、教育課所管部分について説明させていただきます。

事業名「学校教育経費」では、補正予算額246万円の増額でございます。学習用端末機器を更新し、今年9月1日から使用できるよう進めておりますが、その中で、フィルタリングシステム使用料でございますが、当初予算では、1年単位での使用料を予算措置しておりました。フィルタリングシステム使用料の相手先及び契約については、このたび、三重県GIGAスクール構想推進協議会が共同調達を実施され、最優秀提案事業者として選定された相手先及び提案金額により契約することを予定しております。この提案金額が5年単位での使用料でございます。1年あたりに割り戻すと、1年単位での使用料より安価に契約できることから、不足する金額を増額するものでございます。

具体的な金額（税抜き）でございますが、5年版は1台当たり7,000円、1年版は1台あたり1,600円ですので、5年で8,000円となり、5年版での契約が安価となります。

続いて、事業名「文化振興諸経費」では、補正予算額8万7,000円の増額でございます。スチール棚1台の購入費用でございます。現在、町の伝統文化活動団体「木曾岬櫻華太鼓の会」が使用している太鼓は町の備品でございますが、文化資料館格納庫に保管し、日ごろの練習場所である福祉・教育センター集会室に運び入れをしております。雨天時の移動が大変なことから、文化資料館格納庫では湿気等の理由から保管場所としては適切ではないことから、福祉・教育センター相談室へ保管場所の変更を計画しております。スチール棚を設置して保管スペースを確保することとします。

続いて、小学校費となります。

事業名「学校維持管理経費」では、補正予算額577万7,000円の増額でございます。小学校の空調設備は14年が経過し、夏場に故障するケースが頻発しております。夏場に空調なしで授業を受けさせることは児童・生徒・教員の健康面や集中力の低下などが懸念され絶対に避けなければならないため、近年故障により更新した機器を除くすべての教室の機器の更新が必要です。この空調機更新するためのリース料として、12月からの使用料377万7,000円の増額でございます。

また、小学校職員用トイレのうち女子トイレが排水不良を起こしており使用禁止としております。この改修工事に伴う工事費として200万円の増額でございます。

続いて、事業名「教育振興経費」では、一般単独事業債の収入見込みによる財源振替を行っております。これは、学習用端末機器のうち、指導者用端末については、デジタル活用推進事業債を活用することとしており、このたび購入額及び購入台数が確定しましたので、事業債の見込による所要の補正となります。

続いて、中学校費となります。

事業名「学校維持管理経費」では、補正予算額939万9,000円の増額でございます。消防用設備点検の結果に基づき、不備事項を改善するための修繕料として370万6,000円の増額でございます。そして、武道館前の防球ネットが破損しており、修繕工事費として121万円の増額でございます。そして、中学校の本館及び西館の空調設備について、本館では19年が経過し、小学校と同様に、近年故障により更新した機器を除くすべての教室の機器の更新が必要です。この空調機器を更新するためのリース料として、12月からの使用料448万3,000円の増額でございます。

続いて、事業名「教育振興経費」では、一般単独事業債の収入見込みによる財源振替を行っております。これは、小学校と同様に、学習用端末機器のうち、指導者用端末については、デジタル活用推進事業債を活用することとしており、このたび購入額及び購入台数が確定しましたので、事業債の見込による所要の補正となります。

教育課所管部分につきましては、以上でございます。

また、議案第21号「令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について」のご説明でございます。

よろしくお願いたします。

○建設課長（中里満博課長） 続きまして、議案第22号「令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第1号）について」でございます。

第1条、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第2条では、収益的収入及び支出の補正予算として、収入・支出それぞれ700万円を増額し、収入における（第1款）事業収益と支出における（第1款）事業費用を、それぞれ4億8,949万9,000円とするものでございます。

第3条では、1件の債務負担行為を追加し、第4条では、他会計からの補助金の額を改めることを記載してございます。資料後半でございますが、予定キャッシュフロー計算書、また、予定貸借対照表などの財務諸表を添付してございますので、後刻お目通しをお願いいたします。

続きまして、歳出補正の詳細について、歳出予算書（事業説明）にてご説明させていただきます。

事業名「管渠費」補正予算額200万円でございます。

補正理由でございますが、三重県が施工する県道バイパス事業において、町道との交差部に橋梁下部工の施工が予定されており、橋台の設置に支障となる下水道管の移設については予めの工事が必要となります。

この移設に係る配管材料費として200万円を増額させていただくものであり、工事の施工費用につきましては、三重県に負担していただくことで協議を進めているところでございます。

次に、事業名「処理場費」補正予算額500万円でございます。

補正理由でございます。

東部地区クリーンセンター維持管理業務につきましては、複数年の契約とさせていただいておりますが、業務の内訳につきましては、その大部分が人件費となっております。昨今の人件費高騰に伴い、毎年県の設計単価が増額改定されておりますことから、これらの改定を反映し、増額見込となる500万円を計上させていただくものでございます。

議案第22号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。

議案第23号「令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について」でございます。

第1条、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第2条では、収益的収入及び支出の補正予算として、支出では、事業費用において130万4,000円を増額し、補正後の予算を2億2,018万2,000円とするものでござ

います。

第3条では、資本的収入及び支出の補正予算として、資本的支出において、1,239万円を増額し、補正後の予算を8,020万5,000円とするものでございます。

こちらでも下水道事業会計と同様に、後半に予定キャッシュフロー及び予定貸借対照表などの財務諸表を添付してございますので、後刻お目通しをお願いいたします。

続きまして、歳出補正の詳細につきまして、歳出予算書（事業説明）にてご説明させていただきます。

第3条、予算、収益的収入及び支出でございます。

事業名「配水及び給水費」補正予算額130万円でございます。内容としましては、下水道事業と同様に、県道バイパスの橋梁下部工事の支障となる水道管を予め移設するための配管材料費用を計上するものでございます。なお、水道管の移設工事につきましても、工事費用については三重県に負担していただくことで調整しているところでございます。

事業名「総額費」補正予算額4,000円でございます。補正理由でございますが、水道検診の保険料が値上がりしたことに伴い、不足する額を計上するものでございます。

続いて、第4条、予算、資本的収入及び支出でございます。

事業名「施設費」補正予算額1,239万円でございます。補正理由でございますが、今年度に工事を予定する弘法池受水場の耐震工事において、ブレースの設置箇所における壁面の撤去、また外壁及び屋根などの非構造部の補修において、アスベストの撤去が必要となることが判明しましたことから、これに要する費用を計上させていただくものでございます。

議案第23号、「令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について」の説明は以上でございます。

**○総務政策課長（小島裕紹課長）** それでは次に、議案第24号「三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に係る協議について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和8年9月1日から三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体に、「いなべ市菰野町清掃時事務組合」が加入し、三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、関係地方公共団体と協議をするため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるというものでございます。

下段理由でございます。

令和8年9月1日より「いなべ市菰野町清掃事務組合」が、三重県市町公平委員会に加入することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約を変更することについて協議をする必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページでは規約の本文、その次に新旧対照表を添付させていただいております。今ご覧いただいております新旧対照表は右側が現行、左側が変更案ということになっておりまして、左側の別表中、最下段に「いなべ市菰野町清掃事務組合」を追加するように改めるというものでございます。

規約本文に戻りまして附則でございます。この規約は令和8年9月1日から施行するというものでございます。

以上、「三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」の説明でございます。

○建設課長（中里満博課長） それでは、議案第25号「木曾岬町の私債権等の管理に関する条例の制定について」の説明をさせていただきます。

木曾岬町の私債権等の管理に関する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

下段、提案理由です。

この議案は、町の私債権等の管理に関する事務の処理について必要な事項を定め、適正な私債権等の管理を図るために条例を制定しようとするものである。

本条例の制定には、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容について、説明させていただきます。

第1条「目的」でございます。この条例は、木曾岬町の私債権等の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、私債権の適正な管理を図ることを目的とするというものでございます。町の債権のうち、強制徴収の権限を持たない私債権等について、ルールを明確にするということでございます。

第4条では、「町長等の責務」を規定し、第5条以降では管理に関するルールの詳細を規定してございます。

第5条では「台帳の整備」を、第6条では「督促と強制執行」を、第7条では「徴収停止及び履行期限の特約」を、第8条では「債権の放棄」をそれぞれ規定するものでございます。

これまで本町における私債権等の管理につきましては、担当部署ごとの事務処理に依拠している部分があったので、これらを条例化することにより、公平性の高い債権管理を実現しようとするものでございます。

特に、私債権等につきましては、法律上、税のような強制徴収の権限がございませんので、今回、条例という明確な法的根拠を設けることで、徴収努力を尽くした後の不納欠損処分の判断基準を明確化することも大きな目的の1つでございます。

最後に、附則でございます。1項、施行期日では、令和8年7月1日から施行することを規定し、2項、経過措置では、施行日以前に発生した町の私債権についてもこの条例を

適用することを規定するものでございます。町民の皆様から信頼される公平公正な債権管理と行政運営を推進するため、条例制定の趣旨について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。議案第25号「木曾岬町の私債権等の管理に関する条例の制定について」の説明とさせていただきます。

説明は、以上でございます。

**○危機管理課長（真田幸浩課長）** それでは、議案第26号「木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明させていただきます。

「木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。」というものでございます。

提案理由。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定に伴い、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の非常勤消防団員等が公務により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額について、所要の改正を行うものでございます。本条例の一部を改正することについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提案する理由でございます。

それでは、条例についてご説明させていただきます。具体的な改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

第18条において、葬祭補償の定額部分の額を315,000円から330,000円に改めるものでございます。右側に改正案がございます。

適用日は、令和8年4月1日からとし、遡って適用するに伴い、追給を可能にする経過措置を附則として設けるものでございます。

以上で、「木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」の説明は、以上でございます。

**○産業課長（中山重徳課長）** 続きまして、議案第27号「損害賠償の額を定めることについて」の説明をさせていただきます。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて議決するというものでございます。

損害賠償の内容でございますが、

- 1、相手方といたしまして、愛知県弥富市寛延2丁目70番地、大河内由美子氏。
- 2、事故の概要でございますが、令和7年11月10日午後1時ごろ、木曾岬町大字富田子地内の町道鍋田川線において、道路上に落下していた桜の枝に、相手方車両が接触し損害を与えたものでございます。
- 3、損害賠償の額でございますが、20万2,593円でございます。

下段、提案理由です。

上記事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この議案を提出するというものでございます。

議案第27号「損害賠償の額を定めることについて」の説明は以上でございます。

**○教育課長（村上強課長）** 議案第28号「財産の取得について」のご説明をさせていただきます。

財産の取得について。

令和8年5月15日に、地方自治法施行令第167条の2第1号第2号の規定に基づき随意契約した木曾岬町立小中学校における学習用機器端末等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

このたび取得する財産及び数量でございますが、学習用端末機器等414台でございます。契約の方法は、随意契約でございます。契約金額は、21,822,768円、（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,983,888円）、端末機器等1台あたり52,712円でございます。

契約の相手方は、三重県松阪市石津町字地蔵裏353番地1。

株式会社松阪電子計算センター、代表取締役、瀬野喜久でございます。

提案理由でございますが、この契約の相手先及び金額は、三重県教育委員会と県内市町教育委員会が連携し、全県的な取組として、着実に教育のICT化を推進するために設置された三重県GIGAスクール構想推進協議会が共同調達を実施され、最優秀提案事業者として選定された相手先及び提案金額となります。選定結果に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものと判断し、随意契約しております。

次に、提案理由として、学習用端末機器等については、令和元年度整備分、143台をリースで整備し、また、令和2年度整備分、304台を購入で整備し5年以上が経過していることから更新を行うものであり、学習用端末機器等の取得にあたっては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要があり、これが、この議案を提出する理由でございます。

なお、参考として、仮契約書を添付させていただきました。

仮契約書の2、契約内容は、別添仕様書のとおりでございます。

3、履行場所は、発注者が指定する場所としております。

4、履行期限の着手は、町議会議決の日、完了は、令和8年7月31日でございます。

説明は以上でございます。

**○議長（服部英二夫議員）** 事務局の各議案の詳細説明が終わりました。

ただいま上程しましたそれぞれの議案の質疑は6月10日に行います。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時20分をお願いいたします。

午後 2時 5分休憩

午後 2時20分再開

日程第11 報告第1号 令和8年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和7年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

日程第12 報告第2号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第13 報告第3号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第14 報告第4号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告について

○議長（服部英二夫議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

続きまして、日程第11、報告第1号、令和8年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和7年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてから日程第14、報告第4号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告についての4議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議、議件名を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤議会事務局長。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫議員） 会議、議件名の朗読が終わりました。

ここで、三輪町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただ今、上程を賜りました、報告第1号から報告第4号までの報告事項4件につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、報告第1号、令和8年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和7年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてでございます。

第116回木曾岬町土地開発公社理事会において、令和8年度の事業計画および会計予算が令和8年3月31日に書面決議により可決されました。

また、第117回理事会において、令和7年度の事業報告と会計決算が令和8年5月18日に書面決議により承認されております。

土地開発公社の事務は、「公有地の拡大の推進に関する法律」の規定により、毎年度の事業計画および予算、資金計画を作成し、設立団体の長に対して財務諸表の提出が定められております。

これを受けて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第2号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和7年度町一般会計補正予算（第2号）、（第4号）および（第6号）で繰越明許費の承認をいただきました「初期振り仮名データ登録対応業務委託」から「給食配送車購入事業」までの9つの事業において繰り越した業務の内容が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第3号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、令和6年度、7年度の2か年で実施する東部地区クリーンセンターのストックマネジメント事業に係る水処理・電気設備工事のうち、令和7年度実施分において施設内管路の一部が閉塞していることが発覚したため、当該箇所の優先的な改善が必要となりました。この作業に所要の期間を要し、年度内の完成が見込めない状況となったことから、地方公営企業法第26条第3項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第4号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告についてでございますが、令和6年度実施分において、報告第3号と同様に、管路閉塞の影響により工事に遅延が生じ、年度内の完成が見込めない状況となったことから、地方公営企業法第26条第3項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものであります。

以上、上程を賜りました報告事項4件の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたしますので、十分にご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、報告第1号「令和8年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和7年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について」でございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和8年度木曾岬町土地開発公社の事業計画及び会計予算並びに、令和7年度木曾岬町土地開発公社の事業報告及び会計決算報告について、別紙のとおり報告するというものでございます。

はじめに、第116回木曾岬町土地開発公社理事会の資料をご覧いただきたいと思います。

本理事会は本年3月31日の日付をもって書面表決により開催されておりました、本日お示しする資料はその際の理事会資料になっております。

「令和8年度の事業計画」でございますが、特段の事業計画はございません。

続いて、「令和8年度会計予算について」でございます。第2条において、収入では、第2款、事業外収益の1,000円を、また、支出では第2款の販売費及び一般管理費の34万1,000円をそれぞれ予定額と定めるものでございます。

続いて、「収益的収入及び支出の明細」でございます。上段、収入には、事業外収益の預金利息1円を、また、下段の支出では、開発公社の事務費といたしまして、委員報酬、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、燃料費、委託料、公租公課等、合計34万1,000円を計上いたしております。

これ以降のページでは、各種財務諸表を添付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、第116回理事会で審議された「令和8年度事業計画と会計予算の報告について」でございます。

次に、第117回木曾岬町土地開発公社理事会の資料をご覧いただきたいと思っております。本理事会におきましても令和8年5月18日の日付をもって書面表決により理事会が開催されました。この理事会では、令和7年度の決算がまとまりましたことから、令和7年度の事業報告、会計決算報告を行うと共に、決算で生じた未処分利益剰余金の処分案について、ご審議をいただいたものでございます。

はじめに、議案第1号「令和7年度事業報告について」でございます。ここに記載のとおり、令和7年度における事業実施状況につきましては、特段の事業は行っていないということでご報告をさせていただきました。また、令和7年度の理事会での議決事項につきましては、ページの下段と次ページに記載のとおり、それぞれ報告をさせていただくと共に、役職員の異動状況についてもご報告させていただいております。

次に、議案第2号「令和7年度会計決算報告について」でございます。令和7年度の収益的収入及び支出について。収入では、2款、事業外収益で、預金利息の収入10,467円となっており、支出では、2款、1項販売及び一般管理費で、委員報酬や書類の印刷代、公租公課、手数料等、合計で11万7,250円の支出となっております。

また、次のページからは、各種財務諸表を示すとともに、この会計に対する「監査委員の監査意見書」を添付させていただいております。

次に、議案第3号「令和7年度未処分利益剰余金の処分について」でございます。当年度純損失10万6,783円を、前年度剰余金残高430万3,530円で補填し、翌年度の繰越金を419万6,747円とする処分案を示しております。これら議案第3号から第5号までの書面評決書の審議結果につきましては、賛成多数により可決いたしておりますことをご報告させていただきます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

続いて、報告第2号「令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するというもので、令和7年度予算を令和8年度に執行するために、令和7年度の町一般会計補正予算第2号、第4号および第6号で、ご承認いただきました繰越明許費の事業内容が確定したことから報告させていただくものでございます。

今ご覧いただいております、繰越明許費繰越計算書では、2款、総務費から9款、教育費までの5つの款とこれに付随する5つの項における事業名、事業に係る総金額、令和8年度への繰越額とその財源内訳を記載しております。記載の9つの事業にかかる総額9,100万2,000円の事業費に対しまして、7,132万9,000円を繰越額とすることを示しているものになります。

次ページ以降では、繰越計算書の明細書を提出しております。前ページでお示した繰越額の予算執行における明細を歳入、歳出それぞれに示しているものでございますが、こちらに記載されております内容につきましては、補正予算の説明時に説明したものとなっておりますので、後刻、ご確認をお願いいたします。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

○建設課長（中里満博課長）　続きまして、報告第3号「令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」の説明をさせていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告するというものでございます。

繰越計算書についてご説明させていただきます。1款、資本的支出、1項、建設改良費、事業名「東部地区クリーンセンター（地震対策、ストックマネジメント）」でございます。下水道事業団に委託しております東部地区クリーンセンターのストックマネジメント事業のうち、「水処理・電気設備工事」につきまして、令和6年度繰越予算と令和7年度予算を充当しながら、令和7年度末の完成を目指してまいったところでございます。しかしながら、更新工事を進める中で、設備を接続する管路内に閉塞が発覚したことから、これを先行して除去する必要が生じ、この作業に不測の日数を要したため年度内の工事完了が困難となり、繰越が必要となったものでございます。ここで計上する翌年度繰越額は、令和7年度予算分を繰り越すものでございまして、その繰越額につきましては4,220万7,000円でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、報告第4号「令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告について」ご説明させていただきます。地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書を別

紙のとおり報告するというものでございます。

事故繰越計算書についてご説明させていただきます。1款、資本的支出、1項、建設改良費、事業名「東部地区クリーンセンター（地震対策、ストックマネジメント）」でございます。先ほども、報告第3号で説明申し上げました、繰越計算書と同様の案件でございます。下水道事業団に委託しております東部地区クリーンセンターのストックマネジメント事業のうち「水処理・電気設備工事」について、令和6年度繰越予算と令和7年度予算を充当しながら、令和7年度末の完成を目指していたところでございますが、設備を接続する管路内に閉塞が発覚したことから、これを先行して除去する必要が生じ、この作業に不測の日数を要したため年度内の工事完了が困難となり、繰越が必要となったものでございます。ここで計上する翌年度繰越額でございますが、令和6年度繰越予算分を繰り越すものでございまして、事故繰越額につきましては、1億2,607万5000円となるものでございます。

以上、報告事項4件の説明については、以上でございます。

○議長（服部英二夫議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

各議案に関しての質疑は6月10日に行います。

**日程第15 同意第 3号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（服部英二夫議員） 続きまして、日程第15、同意第3号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

ここで、三輪町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただ今、上程を賜りました同意第3号「木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由を申し上げます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の山田克己氏が、令和8年6月23日をもって任期満了になりますので、引き続き委員に選任しようとするものであります。

山田氏におかれましては、長く本町の職員として勤務されてこられた経験を活かし、納税者の代表として公正・中立的な立場で評価の適正を図る同委員としてご活躍をいただけるものと確信しておりますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて事務当局に詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、同意第3号「木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

次のものを木曾岬町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるというものでございます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中317番地。

氏名は、山田克己氏でございます。

生年月日は、昭和38年3月11日生まれでございます。

下段、提案理由でございます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員、山田克己氏は、令和8年6月23日付で任期満了につき引き続き固定資産評価審査委員に選任しようとする。これがこの議案を提出する理由でございます。

山田克己氏でございますが、同氏は令和5年12月15日にこの委員に選任をいただきまして、この度6月23日をもって任期満了となります。

町長の提案理由にもございましたように、山田氏におかれましては、長く本町の職員として勤務をされ、税務行政にも複数年にわたって従事されてきたという経験もおありになることから、評価の適正を図る同委員としてご活躍いただけるものと考えておりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論となりますが、ここでお諮りします。

本議案は、人事に関することから討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。

それでは、同意第3号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

従って、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16 同意第4号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第第 17 号 同意第 5 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第第 18 号 同意第 6 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第第 19 号 同意第 7 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第第 20 号 同意第 8 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第第 21 号 同意第 9 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第第 22 号 同意第 10 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第第 23 号 同意第 11 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第第 24 号 同意第 12 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

○議長（服部英二夫議員） 続きまして、日程第 16、同意第 4 号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第 24、同意第 12 号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての 9 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議、議件名を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤議会事務局長。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫議員） 会議、議件名の朗読が終わりました。

ここで、三輪町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただ今、上程を賜りました、同意第 4 号から第 12 号までの「木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本件は、本年 7 月 19 日をもって任期満了となる農業委員会委員について、「農業委員会等に関する法律」により、町長が議会の同意を得て任命することとなっていることから、新たな委員の任命について個別に同意をお願いするものであります。

新たに任命しようとする方々は、木曾岬町農業委員会委員選考委員会において委員とし

ての要件等を厳正に審査された方々であり、同委員としてご活躍をいただけるものと確信しておりますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて事務局に詳細説明を求めます。

○産業課長（中山重徳課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 中山産業課長。

○産業課長（中山重徳課長） それでは、同意第4号から同意第12号までの9件の「木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を木曾岬町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

下段の提案理由をお願いいたします。

農業委員会の現委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となるため、新たな委員の任命について同意を求めるものでございます。

農業委員会委員につきましては、平成28年4月1日の農業委員会等に関する法律の改正施行により、選挙制度が廃止され、農業委員会委員になろうとする者の募集を行うとともに、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対して積極的に働きかけることとされたことから、昨年10月には関係地区の区長や農家組合長などに対し説明会を行うとともに、本町ホームページなどを活用して、広く推薦、応募を行いまして、この間に推薦、応募がありました候補者を、木曾岬町農業委員会委員候補者等選考委員会におきまして、資格要件等について審査して、選考された候補者9名でございます。

それでは、個別に候補者の方々の資格要件等についてご説明させていただきます。

まず、同意第4号でございますが、

住所は、木曾岬町大字外平喜164番地。

氏名は、加藤 清明氏。

昭和32年3月28日生まれの方でございます。

同氏は、認定農業者としてトマトやナス栽培を中心に長年農業に従事されており、耕作面積は205アールでございます。過去には土地改良区の理事を1期務められるなど、関係法令および選任規定に基づく資格要件を精査した結果、その豊富な経験と農業経営の実績から、農業委員会委員として適任であると判断し、選考したものでございます。

続きまして、同意第5号でございますが、

住所は、木曾岬町大字見入320番地。

氏名は、伊藤 幸一氏。

昭和49年4月18日生まれの方でございます。

同氏は、認定農業者として観葉植物栽培を中心に、長年農業に従事されており、耕作面積は40アールでございます。関係法令および選任規定に基づく要件を精査した結果、その農業経営の実績から、農業委員会委員として適任であると判断し、選考したものでございます。

続きまして、同意第6号でございますが、

住所は、木曾岬町大字雁ヶ地363番地。

氏名は、伊藤 博幸氏。

昭和38年10月19日生まれの方でございます。

同氏は、水稻栽培を中心に長年農業に従事されており、耕作面積は40アールでございます。過去には農地利用最適化推進委員を1期務められるなど、関係法令および選任規定に基づく要件を精査した結果、その豊富な経験と農業経営の実績から、農業委員会委員として適任であると判断し選考したものでございます。

続きまして、同意第7号でございますが、

住所は、木曾岬町大字中和泉265番地。

氏名は、花井 誠之氏。

昭和46年9月11日生まれの方でございます。

同氏は、水稻栽培を中心に農業に従事されており、耕作面積は20アールでございます。関係法令および選任規定に基づく要件を精査した結果、その農業経営の実績から、農業委員会委員として適任であると判断し、選考したものでございます。

続きまして、同意第8号でございますが、

住所は、愛知県弥富市平島東1丁目26グランドイールファミーユ103。

氏名は、三輪 陽一氏。

昭和55年11月6日生まれの方でございます。

同氏は、認定農業者としてトマト栽培を中心に長年農業に従事されており、耕作面積は220アールでございます。関係法令および選任規定に基づく要件を精査した結果、その高い農業経営実績から農業委員会委員として適任であると判断し、選考したものでございます。

続きまして、同意第9号でございますが、

住所は、木曾岬町大字源緑輪中375番地。

氏名は、伊藤 勝美氏。

昭和38年9月21日生まれの方でございます。

同氏はトマト栽培を中心に農業に従事されており、耕作面積は158アールでございます。関係法令および選任規定に基づく要件を精査した結果、その農業経営の実績から農業委員会委員として適任であると判断し、選考したものでございます。

続きまして、同意第10号でございますが、

住所は、木曾岬町大字雁ヶ地 6 6 2 番地。

氏名は、黒宮 喜代子氏。

昭和 3 8 年 9 月 1 2 日生まれの方でございます。

同氏は認定農業者であるご主人の黒宮重夫氏のもと、トマト栽培を中心に、長年農業に従事されるとともに経営にも深く参画されており、耕作面積は 8 5 アールでございます。

過去には、農業委員を 2 期歴任されるなど、関係法令および選任規程に基づく要件を精査した結果、その豊富な経験と実績から農業委員会委員として適任であると判断し、選考したものでございます。

続きまして、同意第 1 1 号でございますが、

住所は、木曾岬町大字外平喜 1 3 0 番地。

氏名は、白木 斉氏。

昭和 2 8 年 1 月 2 6 日生まれの方でございます。

同氏は認定農業者としてトマト栽培を中心に長年農業に従事されており、耕作面積は 2 1 1 アールでございます。過去には、農地利用最適化推進委員を 1 期務められたほか、農業委員会委員としては、2 期目を迎えられ、現在はその手腕を買われ、会長として活躍されております。関係法令および選任規定に基づく要件を精査した結果、その豊富な公職経験と優れた農業経営の実績から農業委員会委員として適任であると判断し、選考したものでございます。

最後に同意第 1 2 号でございますが、

住所は、木曾岬町大字西対海地 3 1 4 番地。

氏名は、岡村 なつ枝氏。

昭和 2 8 年 7 月 2 日生まれの方でございます。

同氏は農業経営をされておられません、農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項において規定される「利害関係を有しない者」としての要件を満たしており、農業委員会の公平中立な運営に欠かせない存在でございます。

現在 3 期目の委員として活躍されており、その豊富な公職経験は委員会の運営に大きく寄与しております。関係法令および選任規定に基づく要件を精査した結果、委員として適任であると判断し、選考したものでございます。

以上が選考委員会における、選任された候補者 9 名でございます。

農業委員会等に関する法律第 8 条第 7 項においての委員の構成にあたり、性別に著しい偏りが生じないよう配慮することが規定されておりますが、今回は 2 名の女性候補者が含まれており、この要件を満たすものとしております。

なお、今回の任命による各位の任期は、令和 1 1 年 7 月 1 9 日までの 3 年間となっております。

以上、慎重にご審議いただき、ご同意を賜りますようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

○議長（服部英二夫議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認め、質疑は一括質疑とします。

それでは、同意第4号から同意第12号までについて、質疑がある方は、ご発言ください。

○7番（加藤真人議員） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 7番議席、加藤真人議員。

○7番（加藤真人議員） 同意第8号の農業委員会委員の任命同意書で、三輪陽一さんが愛知県弥富市平島東となっていますが、住所の要件はどのようになっていますか。

○産業課長（中山重徳課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 中山産業課長。

○産業課長（中山重徳課長） 農業委員会委員の選任につきましては法律上、区域内の居住を必須とする要件はございません。

なお、委員会委員にあたっては、当該地域の農業振興に貢献できるか、またその地域において現に農業経営を営んでいるかという農業の実態を最優先に評価しております。

今回選任させていただきました、三輪氏におかれましても、本町内で大規模な農業経営を営まれており、地域の農業事情に極めて精通されております。こうした農業者としての高い実績と本町の農業振興への意欲を総合的に判断し、選考委員会において選任させていただいたものでございます。

以上です。

○7番（加藤真人議員） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 7番議席、加藤真人議員。

○7番（加藤真人議員） 農業委員会委員の選出方法は、木曾岬町内の方や愛知県弥富市の方でも立候補できるという仕組みでしょうか。

○産業課長（中山重徳課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 中山産業課長。

○産業課長（中山重徳課長） 立候補自体は、区域内に居住実態がなくても問題ないものでございます。当該地域の農業実績等を勘案して選考委員会で選任される方法と考えております。

以上です。

○議長（服部英二夫議員） 他にご質疑ございませんか。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、討論となりますが、ここでお諮りします。

本議案は、人事に関することから討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。

それでは、同意第4号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

したがって、同意第4号は、原案のとおり、同意することに決定しました。

次に、同意第5号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり、同意することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

したがって、同意第5号は、原案のとおり、同意することに決定しました。

次に、同意第6号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり、同意することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

したがって、同意第6号は、原案のとおり、同意することに決定しました。

次に、同意第7号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり、同意することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

したがって、同意第7号は、原案のとおり、同意することに決定しました。

次に、同意第8号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり、同意することに賛成の方は、ご起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（服部英二夫議員） 起立多数です。

したがって、同意第8号は、原案のとおり、同意することに決定しました。

次に、同意第9号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり、同意することに賛成の方は、ご起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

したがって、同意第9号は、原案のとおり、同意することに決定しました。

次に、同意第10号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり、同意することに賛成の方は、ご起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

したがって、同意第10号は、原案のとおり、同意することに決定しました。

次に、同意第11号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり、同意することに賛成の方は、ご起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

したがって、同意第11号は、原案のとおり、同意することに決定しました。

次に、同意第12号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり、同意することに賛成の方は、ご起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。

したがって、同意第12号は、原案のとおり、同意することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

議員の皆様方には慎重なご審議ありがとうございました。

また、三輪町長はじめ執行部の方々には、詳細な説明をいただきありがとうございました。

なお、一般質問日は6月10日午前9時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

皆様、大変ご苦労様でした。

午後 3時 2分閉会

議事日程（開会日・午前） 令和8年6月3日 午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	黒宮武史	2番	波多野光雄
3番	後藤紀子	5番	古村護
6番	鎌田鷹介	7番	加藤真人
8番	服部英二夫	9番	伊藤好博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	三輪一雅	副町長	森清秀
教育長	伊藤芳彦	総務政策課長	小島裕紹
危機管理課長	真田幸浩	会計管理者	神野美紀恵
産業課長	中山重徳	建設課長	中里満博
住民課長	伊藤正典	税務課長	服部直子
教育課長	村上強	福祉課長	黒田和弘
子ども・健康課長	佐藤信恵	ふれあいの里所長	松本大

事務局出席職員

事務局長 伊藤雅人 議会事務局 龍本佳奈

=====

午前 9時 0分開会

○議長（服部英二夫議員） 皆様、おはようございます。

本日、令和8年第2回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜わり厚くお礼申し上げます。

また、三輪町長はじめ執行部の皆様にも、ご出席いただきありがとうございます。

今期定例会に提出されております議案につきましては、執行部提出議案23件でございます。

いずれも重要な案件が提出されております。その詳細については、後ほど執行部から、説明がなされますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分にご審議を尽くしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、議会運営には、格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和8年第2回木曾岬町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の資料のとおりです。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（服部英二夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番議席、古村護議員、6番議席、鎌田鷹介議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今期定例会を開催するにあたり、去る5月28日に、議会運営委員会が開かれましたので、その結果を議会運営委員長より報告をお願いします。

○7番（加藤真人議員） 議長、7番。

○議長（服部英二夫議員） 加藤真人委員長。

○7番（加藤真人議員） 皆さま、おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る、5月28日午前9時から、議会運営委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくと共に、地方自治法並びに議会会議規則規定に基づき、議長の出席を求め、執行部から町長、副町長及び担当課長の出席のもとに、令和8年第2回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について、協議を行いましたので、その審査経過と結果を報告します。

委員会ではまず、三輪町長から今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明を受け、担当課長からその議案の概要説明を受けて審査に入りました。

説明を受けました議案の内容は割愛しますが、本定例会開会日に提出される議案は、承認案1件、一般会計の補正予算案1件、企業会計の補正予算案2件、協議案1件、条例制定案1件、条例の一部改正案1件、損害賠償額案1件、財産取得案1件の9件で、他に報告案4件、同意案10件、合わせて23件です。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認しました。

次に、「本定例会の会期日程について」の審査では、先ほど申しました審議議案の状況を考慮し、本会議で議案を審議するものとし、「会期」については、本日3日から12日までの10日間とし、十分な審議を尽くしていただくことで承認しました。

次に、本定例会の議事日程ですが、本日の日程は、この後、三輪町長から行政報告を行っていただくこととしております。

この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、最初に「承認第1号」を上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑、討論、採決を行っていただくこととしています。

次に、議案第21号から議案第28号の8議案を一括上程させていただきます。

この上程しました8議案について、三輪町長に提案理由説明を求め、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。

続いて、報告第1号から報告第4号までの4議案を一括上程し、町長から上程議案の提案理由説明を受け、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。

次に、同意第3号を上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしています。

次に、同意第4号から同意第12号までの9議案を一括上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしています。

以上をもって、令和8年第2回定例会の開会日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会での議案等の審議については、委員会付託を省略し、本会議で審議すべきとなりました。

次に、定例会は、6月10日午前9時から再開し、最初に一般質問を行っていただきます。

一般質問の通告は、3名の方が通告されております。この一般質問の取扱いを審査しましたところ、それぞれ受付順に質問、答弁をしていただくこととしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、発言は、町議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えたのち、議案第21号から議案第28号の8議案を一括上程し、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

続いて、報告第1号から報告第4号までの4議案を一括上程し、個別に質疑を行っていただき、議会への報告は終了とします。

以上をもって、10日の本会議は、散会とさせていただきます。

次に、定例会閉会日は、6月12日午前9時から再開し、議案第21号から議案第28号の8議案を一括上程し、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は、一括討論とさせていただきますが、議案採決については、それぞれ一議案ごとに行っていただきます。

以上の審議の終了をもって、閉会宣告をしていただき、令和8年第2回定例会は閉会とさせていただきます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和8年6月3日、議会運営委員会、委員長、加藤真人。

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審査、ご苦労さまでした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は、本日6月3日から6月12日までの10日間とする旨の報告がございました。

よって、今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月12日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月12日までの10日間と決定いたしました。

ここで、暫時休憩とします。

午前 9時11分休憩

午前 9時12分再開

○議長（服部英二夫議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

先ほどの休憩中に、台風6号の接近に伴う災害対策本部の設置及び災害対応を優先するため、本日の会議は延会すべきとの意見がございました。

ここでお諮りいたします。

災害対応に万全を期するため、本日の会議はこれをもって延会することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はここまでとし、延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

先ほど議会運営委員長から報告のありました本日の議事日程につきましては、次の会議に繰り越して行うことといたします。

なお、次回会議の日時は、今後の災害対応の状況等を踏まえ、追って通知いたします。

本日は、大変お疲れ様でした。

午前 9時13分閉会